

平成22年度に締結した新たな契約の点検・見直し

【競争性のない随意契約】

件名	契約日	契約金額(円) (単価契約は 支払総額)	契約の種類	入札(応募) 参加者数	契約者の名称 及び住所	随意契約とした根拠規定と理由	契約監視委員会からの 指摘事項	指摘事項に対する 今後の具体的取り組み
東京事務所の定期建物賃貸借契約	22.11.5	60,671,700 (3年間の 調達予定総額)	随意契約	-	住友不動産株式会社 取締役社長 小野寺 研一 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	(随意契約とした理由) 東京事務所として使用している現建物の賃貸借契約を引き続き締結したものである。現建物は、事務所として使用するに当たり、建物の立地、面積、設備等について好適な条件が整っており、賃料等についても本建物周辺の市場価格と比較したところ安価である。また、建物の変更による移転等の費用の増大を避けるため随意契約によることとした。 (随意契約とした根拠規定) 独立行政法人北方領土問題対策協会会計規程第40条4: 契約が次の各号に該当する場合においては、随意契約の方法により契約を締結することができる。 (1)契約の性質上又は目的が競争を許さないとき。	契約期間の終了時点において、引き続き周辺の市場価格等の調査などをおこない、前契約よりも契約金額を引き下げた上で、移転費用等を考慮して、随意契約を行っており、問題は見当たらない。ただし、次回以降についても同様の取り組みを行い、市場価格や移転費用などを考慮した総合的な観点で契約を見直し、移転の必要性がある場合には競争性のある契約を行うこと。	契約期間の終了時点において、引き続き周辺の市場価格等を調査し、必要に応じ契約金額の交渉を行い、総合的な観点から契約を見直すこととする。その上で、移転費用等を考慮し、移転の必要性がある場合には、競争性のある契約を行うこととする。

(注)平成22年度中に締結した契約で、随意契約等見直し計画のフォローアップ対象となっていない競争性のない随意契約を対象とする。

【1者応札、1者応募】

件名	契約日	契約金額(円) (単価契約は 22年度支払総額)	契約の種類	入札(応募) 参加者数	契約者の名称 及び住所	1者応札・1者応募 に対する取組状況	契約監視委員会からの 指摘事項	指摘事項に対する 今後の具体的取り組み
北方四島交流「上陸用小型船舶による訪問団員等の運送等に関する業務」	22.4.12	1,675,000 (支払総額)	一般競争入札 (最低価格落札方式)	1者	株式会社 藤由商店 代表取締役 藤由 欣久 根室市大正町1丁目25番地	本契約に関しては、公告期間も十分確保(52日間)した上で調達を行っており、業界新聞にも公告を掲載するなどの取り組みを行っている。	十分な公告期間の確保や、業界新聞へ公告を掲載するなど、1者応札の改善に向けて取り組んできたことは評価できる。今後同種の契約を行う際にも、これらの取り組みを引き続き行っていくとともに、新規事業者が参入しやすくなるように、「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に基づき公告方法を改善し、参入の可能性のある事業者に対しては積極的に働きかけるなどの対応が必要である。	今年度(23年度)の契約は締結済みであり、不落随契(1者参入)であった。24年度以降の14年間については、既に調達済みの後継船舶にて当該業務を行うため、この契約を締結する予定はない。ただし、今後同種の契約を行う場合には、「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、引き続き公告期間の確保、仕様書の見直しなどを行っていき、参入の可能性のある事業者があった場合には積極的に入札の周知などを行っていくよう努める。

(注)平成22年度中に締結した契約で、随意契約等見直し計画のフォローアップ対象となっていない1者応札、1者応募となった契約を対象とする。